

青森県報

第二千三百六十五号

平成十六年
八月十三日
(金曜日)

目次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定	（河川砂防課）	一
都市計画事業計画の変更認可	（都市計画課）	一
証紙売りさばき人の住所及び名称の変更	（出納課）	二

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	（障害福祉課）	二
大規模小売店舗の変更の届出	（経営振興課）	二
右 同	（同）	三
右 同	（同）	五
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	五
右 同	（同）	六
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	六

告 示

青森県告示第五百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
 三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備
 え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

蛸沢急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標
 柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱五
 号を結んだ線は市道駒込・沢山線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は
 直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	青森市	駒込	蛸沢	三八八の一
二	"	"	"	三八七の三
三	"	"	"	三八七の一
四	"	"	"	一六八
五	"	"	"	一七〇の二地先

青森県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、青森都市
 計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年八月五日認可したので、同条第二項に
 おいて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画下水道事業（青森市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十二年二月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十五年七月十六日青森県告示第四百七十五号）の事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十五年七月十六日青森県告示第四百七十五号）の事業地のうち青森市大字浪館字今野及び大字三内字丸山地区内において事業地を変更する。

青森県告示第五百三十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二三の八

津軽みなみ農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻一四五の一

田舎館村農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二三の八

津軽みなみ農業協同組合

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したため、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
マックスパリュ むつ新町店	むつ市新町四七四の一外	物品販売用 店舗	平成一六・八・五

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったため、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファル三戸店

三戸郡三戸町大字六日町四五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

株式会社フアル 岩手県盛岡市北松園町二丁目 三の一 代表取締役 三浦紘一	削除	平成 一六・七・三〇
有限会社松伝商店 三戸郡三戸町大字八日町四〇 代表取締役 松尾道郎	削除	"

四 届出年月日

平成十六年八月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十六年八月十三日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十二月十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イ オン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役 羽間和彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社メガスポーツ 東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目一四の九 代表取締役 中川純夫	株式会社メガスポーツ 東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目三六の五 代表取締役 中川純夫	平成 一六・五・二六
株式会社金入 八戸市大字長苗代字二分谷地七の二 代表取締役 金入忠清	株式会社金入 八戸市卸センター二丁目四の一 代表取締役 金入忠清	一六・四・三
下田タウン株式会社 上北郡下田町字中下田一三五の二 代表取締役 横田稔弘	下田タウン株式会社 上北郡下田町字中下田一三五の二 代表取締役 羽間和彦	一六・五・一六
株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向一の六〇 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	一六・四・二〇
株式会社かとう 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢七八の一四 代表取締役 加藤恒雄	株式会社かとう 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢七八の一四 代表取締役 加藤尚	一五・二・二〇
株式会社デイエス・クラブ 東京都練馬区関町北三丁目三七の三	削除	一六・三・一

代表取締役 神山多恵子	株式会社ユニテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル 弘前市大字表町二の二 弘前駅ビル三階 代表取締役 佐藤泰	株式会社コックス 静岡県浜松市鍛冶町三二〇の二 代表取締役 萩原久示	株式会社鈴丹 愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目五 代表取締役社長 伊佐治博	有限会社ブティックハミング 愛知県一宮市大和町苅安賀字狭間一九 代表取締役 奥村昌子	タワレコード株式会社 東京都品川区南品川二丁目一五の九 代表取締役社長 キース・カフーン	株式会社コーエイ 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の 代表取締役 棟方リコ	株式会社コーエイ 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の 代表取締役 棟方光栄	株式会社ジュエリーデン 千葉県香取郡小見川町小見川七九八 代表取締役 田泰夫	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一	"
代表取締役 関好邦	株式会社ユニテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル 弘前市大字表町二の二 弘前駅ビル四階 代表取締役 佐藤泰	株式会社コックス 東京都江東区新大橋一丁目八の 代表取締役 萩原久示	株式会社鈴丹 愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目五 代表取締役社長 東光晴	有限会社ブティックハミング 愛知県一宮市大字定水寺字塚越二二三の五 代表取締役 奥村昌子	タワレコード株式会社 東京都品川区南品川二丁目一五の九 代表取締役社長 森脇明夫	株式会社コーエイ 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の 代表取締役 棟方リコ	株式会社コーエイ 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の 代表取締役 棟方光栄	株式会社ジュエリーデン 千葉県香取郡小見川町小見川七九八 代表取締役 田泰夫	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一	"
一六・三・三	一六・四・三	一六・七・一	一六・六・一	一六・六・四	一五・九・三	一六・四・三	一六・六・八	一六・四・三	"	"

代表取締役 寺井秀藏	株式会社丸啓金正堂 青森市安方二丁目一〇の二 代表取締役 三上修一	株式会社ジェイテックス 東京都目黒区東山一丁目六の五 中目黒杉田ビル四階 代表取締役 笠原造	株式会社ヴィレッジヴァンガード 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字鴨田一の一 代表取締役 菊地敬一	株式会社ライトオン 茨城県つくば市東新井三七の一 代表取締役 藤原政博	株式会社良品計画 東京都豊島区東池袋四丁目二六の三 代表取締役 松井忠三	"	"	"	"	"
------------	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---

四 届出年月日

平成十六年七月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十六年八月十三日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十二月十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 田村圭三

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時	マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前六時	平成一六・八・二〇
営業方法	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前六時	
店舗の運営に関する事項	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前六時	

刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から翌午前零時十五分まで	午前八時三十分から翌午前零時十五分まで
----------------------	---------------------	---------------------

四 届出年月日

平成十六年七月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十六年八月十三日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十二月十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂土路川土地改良区の定款の変更を平成十六年八月四日認可したので、同条第三項の規定

により公告する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小戸六溜池土地改良区の定款の変更を平成十六年八月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及 び氏名（名称）
一 南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林七 一 の六、七三、七四、七六、八三の一 及 び 一 二 二 九 一 南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林七 一 の一及び七二の一	一 南津軽郡尾上町大字猿賀字南野一の六 青森県穀糧商事株式会社 一 南津軽郡藤崎町大字藤崎字村元七一の 福士加代子

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭